

# 令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況(令和5年4月～令和6年3月)

当施設では、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、今後も毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

## 所定疾患施設療養費について

1.対象となる入所者は次のいずれかに該当する方です。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ・蜂窩織炎

2.上記にて治療が必要になった入所者の方に対して、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定します。また、1回に連続する10日を限度として算定します。

3.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。

4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。

5.算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

病名		令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
肺炎	件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
尿路感染	件数	5	4	7	10	6	4	7	3	1	7	5	3
	日数	30	24	42	63	37	18	33	21	7	41	27	15
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	2	3
	日数	7	7	5	7	0	3	7	5	7	0	10	21
合計	件数	6	5	8	11	6	6	8	4	2	7	7	6
	日数	37	31	47	70	37	28	40	26	14	41	37	36